

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
10	介護予防サービス費の支給（償還払い）	介護保険法	第53条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
11	特例介護予防サービス費の支給	介護保険法	第54条第1項	30日	—	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	保険課
12	地域密着型介護予防サービス費の支給（償還払い）	介護保険法	第54条の2第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
13	特例地域密着型介護予防サービス費の支給	介護保険法	第54条の3第1項	30日	—	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	保険課
14	介護予防福祉用具購入費の支給	介護保険法	第56条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
15	介護予防住宅改修費の支給	介護保険法	第57条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
16	介護予防サービス計画費の支給 (償還払い)	介護保険法	第58条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
17	特例介護予防サービス計画費の 支給	介護保険法	第59条第1項	30日	—	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	保険課
18	介護予防サービス費等の額の特例	介護保険法	第60条	30日	—	法令のとおり	—	保険課
19	高額介護予防サービス費の支給	介護保険法	第61条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
20	高額医療合算介護予防サービス 費の支給	介護保険法	第61条の2第1項	120日	—	法令のとおり	—	保険課
21	特定入所者介護予防サービス費 の支給	介護保険法	第61条の3第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
22	特例特定入所者介護予防サービス費の支給	介護保険法	第61条の4第1項	30日	—	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	保険課
23	指定地域密着型サービス事業者の指定	介護保険法	第42条の2第1項	3か月	—	法令のとおり	—	保険課
24	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用)	介護保険法	第78条の12	2か月	—	法令のとおり	—	保険課
25	複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の公募指定	介護保険法	第78条の13第1項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	設定していない	事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難	保険課
26	指定居宅介護支援事業者の指定	介護保険法	第46条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
27	指定居宅介護支援事業者の指定の更新	介護保険法	第79条の2第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
28	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	介護保険法	第54条の2第1項	3か月	—	法令のとおり	—	保険課
29	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用)	介護保険法	第115条の21	2か月	—	法令のとおり	—	保険課
30	指定介護予防支援事業者の指定	介護保険法	第58条第1項	3か月	—	法令のとおり	—	保険課
31	指定介護予防支援事業者の指定の更新(第70条の2の準用)	介護保険法	第115条の31	2か月	—	法令のとおり	—	保険課
32	指定事業者の指定	介護保険法	第115条の45の5	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
33	指定事業者の指定の更新	介護保険法	第115条の45の6第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
38	障害支援区分の認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第21条第1項	60日	—	法令のとおり	—	福祉課
39	介護給付費等の支給要否決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第22条第1項	60日	—	法令のとおり	—	福祉課
40	支給決定（障害福祉サービスの種類、支給量、有効期間の決定）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第22条第7項	60日	—	法令のとおり	—	福祉課
41	支給決定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第24条第2項	60日	—	法令のとおり	—	福祉課
42	障害支援区分の変更認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第24条第4項	60日	—	法令のとおり	—	福祉課
43	介護給付費又は訓練等給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第29条第1項	60日	—	法令のとおり	—	福祉課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
44	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第30条第1項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	法令のとおり	—	福祉課
45	介護給付費等の負担額の特例認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第31条	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	法令のとおり	—	福祉課
46	特定障害者特別給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第34条第1項	60日	—	法令のとおり	—	福祉課
47	特例特定障害者特別給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第35条第1項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	法令のとおり	—	福祉課
48	地域相談支援給付費等の相談支援給付要否決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の7第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
49	地域相談支援給付要否決定（地域相談支援の種類、地域相談支援給付量、有効期間の決定）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の7第7項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
50	地域相談支援給付決定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の9第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
51	地域相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の14第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
52	特例地域相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の15第1項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	法令のとおり	—	福祉課
53	計画相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の17第1項	60日	—	法令のとおり	—	福祉課
54	特例計画相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の18第1項	未設定	現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	法令のとおり	—	福祉課
55	指定特定相談支援事業者の指定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の20第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
56	指定特定相談支援事業者の指定の更新	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の21第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
57	自立支援医療費の支給認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第52条第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
58	支給認定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第56条第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
59	療養介護医療費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第70条第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
60	基準該当療養介護医療費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第71条第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
61	補装具費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第76条第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
62	高額障害福祉サービス等給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第76条の2第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
63	受給者証の再交付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令	第16条	5日	—	法令のとおり	—	福祉課
64	地域相談支援受給者証の再交付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令	第26条の8	5日	—	法令のとおり	—	福祉課
65	医療受給者証の再交付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令	第33条第1項	5日	—	法令のとおり	—	福祉課
66	障害児通所給付費の支給	児童福祉法	第21条の5の3第1項	40日	—	法令のとおり	—	福祉課
67	特例障害児通所給付費の支給	児童福祉法	第21条の5の4第1項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	法令のとおり	—	福祉課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
68	通所給付決定の変更承認	児童福祉法	第21条の5の8第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
69	高額障害児通所給付費の支給	児童福祉法	第21条の5の12第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
70	放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給	児童福祉法	第21条の5の13第1項	40日	—	法令のとおり	—	福祉課
71	肢体不自由児通所医療費の支給	児童福祉法	第21条の5の29第1項	40日	—	法令のとおり	—	福祉課
72	障害児相談支援給付費の支給	児童福祉法	第24条の26第1項	40日	—	法令のとおり	—	福祉課
73	特例障害児相談支援給付費の支給	児童福祉法	第24条の27第1項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	法令のとおり	—	福祉課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
74	指定障害児相談支援事業者の指定	児童福祉法	第24条の28第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
75	指定障害児相談支援事業者の指定の更新	児童福祉法	第24条の29第1項	30日	—	法令のとおり	—	福祉課
76	通所受給者証の再交付	児童福祉法施行規則	第18条の6第9項	5日	—	法令のとおり	—	福祉課
102	被保険者証の交付	介護保険法施行規則	第26条第1項	即日～30日	—	法令のとおり	—	保険課
103	要介護認定	介護保険法	第27条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
104	要介護認定の更新	介護保険法	第28条第2項	30日	—	法令のとおり	—	保険課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
105	要介護状態区分の変更の認定	介護保険法	第29条第1項	30日	－	法令のとおり	－	保険課
106	要支援認定	介護保険法	第32条第1項	30日	－	法令のとおり	－	保険課
107	要支援認定の更新	介護保険法	第33条第2項	30日	－	法令のとおり	－	保険課
108	要支援状態区分の変更の認定	介護保険法	第33条の2第1項	30日	－	法令のとおり	－	保険課
109	介護保険サービスの種類の指定変更	介護保険法	第37条第2項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	法令のとおり	－	保険課
110	居宅介護サービス費の支給（償還払い）	介護保険法	第41条第1項	30日	－	法令のとおり	－	保険課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
111	特例居宅介護サービス費の支給	介護保険法	第42条第1項	30日	—	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	保険課
112	地域密着型介護サービス費の支給（償還払い）	介護保険法	第42条の2第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
113	特例地域密着型介護サービス費の支給	介護保険法	第42条の3第1項	30日	—	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	保険課
114	居宅介護福祉用具購入費の支給	介護保険法	第44条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
115	居宅介護住宅改修費の支給	介護保険法	第45条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
116	居宅介護サービス計画費の支給（償還払い）	介護保険法	第46条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
117	特例居宅介護サービス計画費の支給	介護保険法	第47条第1項	30日	—	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	保険課
118	施設介護サービス費の支給（償還払い）	介護保険法	第48条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
119	特例施設介護サービス費の支給	介護保険法	第49条第1項	30日	—	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	保険課
120	居宅介護サービス費等の額の特例	介護保険法	第50条	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	法令のとおり	—	保険課
121	高額介護サービス費の支給	介護保険法	第51条第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
122	高額医療合算介護サービス費の支給	介護保険法	第51条の2第1項	120日	—	法令のとおり	—	保険課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
123	特定入所者介護サービス費の支給	介護保険法	第51条の3第1項	30日	—	法令のとおり	—	保険課
124	特例特定入所者介護サービス費の支給	介護保険法	第51条の4第1項	30日	—	設定していない	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又はまれであって、あらかじめ審査基準を設定することは困難	保険課
125	被保険者証の再交付	介護保険法施行規則	第27条第1項	即日	—	法令のとおり	—	保険課
126	特定入所者の負担限度額の認定	介護保険法施行規則	第83条の6第1項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む)	30日	—	法令のとおり	—	保険課
127	負担限度額認定証の再交付	介護保険法施行規則	第83条の6第7項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む)	即日	—	法令のとおり	—	保険課
128	負担限度額及び特定負担限度額の差額の支給	介護保険法施行規則	第83条の8第1項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む)	30日	—	法令のとおり	—	保険課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
130	一部負担金の減額、免除及び徴収猶予	国民健康保険法	第44条第1項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	設定している	－	保険課
131	療養費の支給	国民健康保険法	第54条第1項及び第2項	60日	－	法令のとおり	－	保険課
132	特別療養費の支給	国民健康保険法	第54条の3第1項及び第2項	60日	－	法令のとおり	－	保険課
133	移送費の支給	国民健康保険法	第54条の4第1項	60日	－	法令のとおり	－	保険課
134	特別療養給付の支給	国民健康保険法	第55条第1項	60日	－	法令のとおり	－	保険課
135	高額療養費の支給	国民健康保険法	第57条の2第1項	30日	－	法令のとおり	－	保険課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
136	高額介護合算療養費の支給	国民健康保険法	第57条の3	70日	—	法令のとおり	—	保険課
137	特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定	国民健康保険法施行規則	第27条の12の2第1項	14日	—	法令のとおり	—	保険課
138	特定疾病の認定	国民健康保険法施行規則	第27条の13第1項	即日	—	法令のとおり	—	保険課
140	高齢受給者証の交付	国民健康保険法施行規則	第7条の4第1項	即日	—	法令のとおり	—	保険課
141	高齢受給者証の再交付	国民健康保険法施行規則	第7条の4第4項	即日	—	法令のとおり	—	保険課
142	食事療養標準負担額減額認定証の交付	国民健康保険法施行規則	第26条の3第2項	即日	—	設定している	—	保険課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
143	食事療養減額認定証の再交付	国民健康保険法施行規則	第26条の3第5項	即日	—	設定している	—	保険課
144	食事療養標準負担額減額の特例	国民健康保険法施行規則	第26条の5第1項	60日	—	法令のとおり	—	保険課
145	特定疾病受療証の再交付	国民健康保険法施行規則	第27条の13第8項	即日	—	設定している	—	保険課
146	限度額適用認定証の交付	国民健康保険法施行規則	第27条の14の2第2項	即日	—	設定している	—	保険課
147	限度額適用認定証の再交付(第26条の3第5項の準用)	国民健康保険法施行規則	第27条の14の2第5項	即日	—	設定している	—	保険課
148	特別療養証明書の交付	国民健康保険法施行規則	第28条第2項	即日	—	設定している	—	保険課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
149	特別療養証明書の再交付	国民健康保険法施行規則	第28条第6項	即日	—	設定している	—	保険課
150	教育・保育給付の認定	子ども・子育て支援法	第20条第1項 及び第3項	30日	—	設定している	—	子育て支援課
151	施設等利用給付認定	子ども・子育て支援法	第30条の5第1項	30日	—	設定している	—	子育て支援課
152	施設等利用給付認定の変更	子ども・子育て支援法	第30条の8第1項	30日	—	設定している	—	子育て支援課
153	教育・保育給付認定の変更	子ども・子育て支援法	第23条第1項	30日	—	設定している	—	子育て支援課
154	特定教育・保育施設の確認	子ども・子育て支援法	第31条第1項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	設定している	—	子育て支援課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
155	特定教育・保育施設の確認の変更	子ども・子育て支援法	第32条第1項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	設定している	—	子育て支援課
156	特定地域型保育事業者の確認	子ども・子育て支援法	第43条第1項 及び第2項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	設定している	—	子育て支援課
157	特定地域型保育事業者の確認の変更	子ども・子育て支援法	第44条	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	設定している	—	子育て支援課
158	特定子ども・子育て支援施設等の確認	子ども・子育て支援法	第58条の2	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	法令のとおり	—	子育て支援課
159	支給認定証の再交付	子ども・子育て支援法施行規則	第16条第1項	即日	—	法令のとおり	—	子育て支援課
160	公私連携法人の指定	就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に 関する法律	第34条第1項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	法令のとおり	—	子育て支援課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
161	家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可	児童福祉法	第34条の15第2項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	設定している	—	子育て支援課
162	児童手当の受給資格、額の認定	児童手当法	第7条第1項及び第2項	30日	—	法令のとおり	—	子育て支援課
163	児童手当の増額改定	児童手当法	第9条第1項	30日	—	法令のとおり	—	子育て支援課
164	家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の廃止又は休止の承認	児童福祉法	第34条の15第7項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	法令のとおり	—	子育て支援課
165	公私連携保育法人の指定	児童福祉法	第56条の8第1項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	法令のとおり	—	子育て支援課
166	未熟児に対する養育医療の給付の決定	母子保健法	第20条第1項	10日	—	設定している	—	子育て支援課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
335	高額療養費(外来年間合算)の支給	国民健康保険法	第57条の2第1項	60日	—	法令のとおり	—	保険課
336	限度額適用認定証(現役並み)の交付	国民健康保険法施行規則	第27条の14の4第2項	即日	—	設定している	—	保険課
337	限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	国民健康保険法施行規則	第27条の14の5第2項	即日	—	設定している	—	保険課
338	生活療養標準負担額減額認定証の交付	国民健康保険法施行規則	第26条の6の4第2項	即日	—	法令のとおり	—	保険課
339	生活療養標準負担額減額認定証の再交付（第26条の3第5項準用）	国民健康保険法施行規則	第26条の6の4第4項	即日	—	法令のとおり	—	保険課
340	生活療養標準負担額減額認定証の特例（第26条の5第1項準用）	国民健康保険法施行規則	第26条の6の4第6項	60日	—	法令のとおり	—	保険課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
341	限度額適用認定証(現役並み)の再交付（第26条の3第5項の準用）	国民健康保険法施行規則	第27条の14の4第4項	即日	—	設定している	—	保険課
342	限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付（第26条の3第5項の準用）	国民健康保険法施行規則	第27条の14の5第4項	即日	—	設定している	—	保険課
343	特別の事情に関する届出	国民健康保険法施行規則	第27条の5の4	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	法令のとおり	—	保険課
344	基準収入額適用申請	国民健康保険法施行規則	第24条の3	30日	—	法令のとおり	—	保険課
364	資格確認書の交付	国民健康保険法施行規則	第6条第2項	即日	—	設定している	—	保険課
365	資格確認書の再交付	国民健康保険法施行規則	第7条第3項	即日	—	法令のとおり	—	保険課

レコード番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
366	被保険者の資格に係る事実を記載した書面の交付	国民健康保険法施行規則	第7条の2の2第2項	即日	—	法令のとおり	—	保険課
485	乳児等のための支援給付認定	子ども・子育て支援法	第30条の15第1項及び第2項	30日	—	法令のとおり	—	子育て支援課
486	乳児等のための支援給付認定の変更	子ども・子育て支援法	第30条の17第1項	30日	—	法令のとおり	—	子育て支援課
487	特定乳児等通園支援事業者の確認	子ども・子育て支援法	第54条の2第2項	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	設定している	—	子育て支援課
488	特定乳児等通園支援事業者の確認の変更	子ども・子育て支援法	第54条の3において準用する第44条	未設定	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	設定している	—	子育て支援課
489	乳児等支援支給認定証の再交付	子ども・子育て支援法施行規則	第28条の27第1項	即日	—	法令のとおり	—	子育て支援課

レコー ド番号	処分名	法令名	根拠条項	標準処理期間 (日数)	標準処理期間を定めない理由	審査基準	審査基準を定めない理由	所管課
490	妊婦のための支援給付の認定	子ども・子育て支援法	第10条の9第2項	30日	－	法令のとおり	－	子育て支援課
491	妊婦支援給付金の支給	子ども・子育て支援法	第10条の12第1項	30日	－	法令のとおり	－	子育て支援課